

奈良県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和元年六月十八日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
吉内内科糖尿病ファミリーク リニック	生駒市あすか野南三―七―二一	平成三十一年三 月十五日
日本調剤キヨスミ薬局	大和郡山市本庄町二―一	平成三十一年四 月一日
ハートフル薬局	大和郡山市外川町七五―一	平成三十一年四 月一日
ゆう薬局	桜井市大字三輪四六―一	平成三十一年四 月一日
下岡歯科	桜井市大字忍阪四五―一	平成三十一年四 月一日
オレンジ薬局奈良医大前店	橿原市兵部町七―一七 奥野ビル 一階	令和元年五月一 日
クスリのアオキ八木薬局	橿原市小綱町二―一六	令和元年五月一 日
たむら眼科クリニック	大和高田市幸町三―一八 トナリ	令和元年五月七

たかつかこどもクリニック	ましたに内科クリニック	
一 生駒郡平群町大字下垣内一三四一	エ大和高田三階 大和高田市幸町三一八 トナリ	エ大和高田三階
三日 令和元年五月十	日 令和元年五月七	日